

No.	分類		概要箇所及び質問項目	質問内容	回答
1	仕様書	p.1	3 施設の概要 (4)来館者数 利用人数	市が想定する利用人数を教えてください（大人・小人）	過去の実績から、年間20万人を想定しています。
2		p.4	12 経費区分表 光熱費	市が想定する一年間の電気、水道、重油の年間使用量は、どれくらいと考えておりますか？	過去5年間の収支実績について情報提供しますので参考にしてください。
3				物価高上昇にて燃料費高騰、予算オーバー時に交渉させていただき補填していただけますでしょうか？	本交流施設における管理運営費は、指定管理料と施設利用料金としており、特記仕様書P5「第2章 指定管理業務 13管理運営費の取扱い」第3号に記載のとおり、施設運営に係る収支が赤字に転じても市はその補填はしません。ただし、賃金水準又は物価水準が急激な変動や制度の改正等により、当初合意された指定管理料が不相当と認められた時は、どちらかの申し出により変更を協議することができることとしております。 なお、不相当と認められる場合とは、社会情勢を踏まえ著しく乖離がある場合を想定しておりますので、それ以外に起因する赤字補填としての協議、または協定の変更はしないこととしています。
4		P.3	第2章 指定管理業務 11 業務内容及び業務範囲 自主事業	指定管理者が、売店コーナー及びリラクゼーションコーナーを造作してもよいのでしょうか？（例：棚及び衝立でコーナーを作る等）	指定管理者の負担及び責任により、当該コーナー等を自主的に造作することは差し支えありません。ただし、建築物の躯体及び機械設備等へ影響する可能性がある場合については、事前に市へ相談・協議してください。
5				自販機等の業者選定は、指定された業者となりますか？	指定管理者の負担及び責任により業者選定を行っていただいで差し支えありません。
6			食事	食事コーナーでの厨房調理設備及びテーブル、いすの改修に関しての費用負担はどちらになりますか？	基本的には、指定管理者の負担及び責任により修繕していただきますが、厨房調理設備においては、その規模、又は設備への影響が考えられるため、事前に市と負担及び実施に係る協議をすることが必要と考えております。
7				フードメニューにて現状、中華等のイメージですが、地元の素材を活かした料理を表現したいのですが、フード管理、運営はどのようなイメージなのか？お教えてください。	具体的に提供されるイメージはありませんが、一年間を通じて、小諸市の農産物を五感で感じられること、また、市内外へ市の農産物とともに郷土の料理・調理を発信できること、加えて地域に開かれた食事コーナーが運営され、ひいては農村資源の活用、そして活用が促進される提案であることが期待されます。
8				飲食スペースレイアウトがHPで紹介されていないように見受けられますが、確認できましたら幸いです。	あぐりの湯のホームページ上の写真でご確認ください。
9			駐車場	キッチンカー等イベント等で車両の乗り入れ等活用しても可能ですか？	指定管理者による駐車場の監督範囲において、想定されるような活用をしていただいで構いません。ただし、一般の施設利用者への負担、影響が及ばないよう配慮をお願いします。
10			館内	WIFIに関する考え方を教えてください。	総務省より公開されている「公衆Wi-Fi利用者向け 簡易マニュアル」及び「公衆Wi-Fi提供者向け セキュリティ対策の手引き」に準拠することが望ましいと考えております。
11				カスタマーハラスメント等の対策、労務管理の観点からフロントへの監視カメラなどの設置は可能でしょうか？もうすでにございますでしょうか？	現在、フロントには設置されてません。設置しようとする場合には、市へ事前に協議頂き、指定管理者の負担及び責任において実施することに差し支えありません。

12		券売機等	券売機は御用意されていますでしょうか？	現在、券売機は設置されていますが、指定管理者の負担及び責任において設置していただく必要があります。
13		雇用	現在の従業員数と役割別に教えてください。	事務所3人、温泉係7人、受付3人、直売所4人、厨房0人(再委託のため)の17人です。
14		過去実績	過去5年間の収支実績をお教え出来ますでしょうか？	過去5年間の収支実績について情報提供しますので参考にしてください。
15		農産物	現在、直売所の売り上げが多い事が想定されますが、直売所への仕入れ等のルートは引き継がれますでしょうか？JA様との縛りがあるのでしょうか？お教えください。	直売所への仕入れ等については、指定管理者の負担及び責任において調達していただく必要があります。なお、仕入れ事業者等の指定はありませんが、本施設は農林業及び地場産業の振興を目的としており、地元川辺地区における拠点として位置づけられていること、及び仕様書に記載している管理運営の方針を踏まえられていることを優先的に評価することとしています。
16		指定管理料	指定管理料の上限はございますでしょうか？	仕様書に記載のとおり、年額5,500千円（税込）としております。
17		修繕	数年前に大規模修繕を行っていますが、費用と今後の修繕予定はございますでしょうか？ また、館内、館外にて修繕が必要な場合、〇〇円以上は小諸市様が御負担して頂けるのかお教えください。	現在、計画的な修繕の予定はありません。 原則として、指定管理料の範囲内において指定管理者にて修繕の対応していただくことを想定しております。ただし、建築物の躯体及び機械設備等へ影響する可能性がある場合、又は金額が小規模修繕を超える場合（概ね30万円以上）については、協定書等に記載するか、都度協議することを想定しております。
18		人件費	人件費高騰していますが、大きな施設で従事者も多く、人件費が多くの運営費を圧迫しているように思われますが、その辺もお教えいただけましたら幸いです。	過去5年間の収支実績について情報提供しますので参考にしてください。
19	仕様書	第2章 指定管理業務内容 11 業務内容及び業務範囲 (2)交流施設の管理運営に関する業務イ	「イ法令等に基づく必要な資格を有する適正な職員を配置すること。（兼務も可）」とありますが、当管理業務において法令等に基づき必要となる資格とはどのような資格になりますでしょうか。	電気事業法に基づく電気主任技術者の選任、消防法に基づく防火管理者の選任、食品衛生法に基づく食品衛生責任者の選任が必要になります。 また、消防予設備等の定期点検については消防設備士、又は総務省令で定める資格を有する者、特定の建築物及びその設備（建築設備、防火設備）については建築基準法に定める資格を有する者による点検を実施する必要があります。